

熱海市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第11号

熱海市介護保険条例の一部を改正する条例

第7条第1項第7号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号ア中「300万円」を「320万円」に改める。

附則第8条第1項中「平成31年度分及び令和2年度分」を「令和2年度分及び令和3年度分」に、「令和2年2月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「令和2年2月1日」を「令和3年4月1日」に、「同年2月1日」を「同年4月1日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条及の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の附則第8条の規定は、令和2年度分及び令和3年度分における令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和3年4月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年4月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免について適用し、平成31年度分及び令和2年度分における令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に介護保険法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、なお従前の例による。